



大阪府 小学6年生を扶養している児童扶養手当受給者の皆様へ

子ども輝く未来基金を活用し

自転車の購入費用を補助します



©2014 大阪府もすやん

大阪府では、子どもたちが同じスタートラインに立ち、輝く未来に向かって進むことができるよう、「子ども輝く未来基金」を設置し、子どもたちが学習や様々な体験の機会をもつための支援を行っています。このたび、いただいた寄附金を活用し、自転車の購入費用を補助します。ぜひご利用ください。

対象児童

児童扶養手当を受給しているひとり親世帯の小学6年生 (H19.4.2~H20.4.1生まれ)

補助金の交付対象は、児童扶養手当を受給し、対象児童を監護・養育している保護者の方です。

なお、父母にかわってその児童を養育している方を含みます。

ただし、対象児童と同居している（同一の住所を有している）必要があります。

補助の対象となる費用

- (1)自転車の購入費（防犯登録の費用を含む）
(2)自転車に乗車する際のヘルメットの購入費
(3)自転車損害賠償保険等に新たに加入するための保険料
(対象児童が使用する(1)の自転車にかかる保険のみが対象)

補助金限度額

15,000円

募集期間：令和元年6月26日（水）～令和元年8月31日（土）（消印有効）

※予算額を超える申込があった場合は、選考・抽選により対象者を決定

お申込み
～8月31日



内定通知
9月



自転車購入等



交付申請
(実績報告)
～2月29日



確定・
補助金支払

募集期間中に、「申込書」及び「児童扶養手当証書の写し」を下記のお申込み先に郵送にてご提出ください。

9月中に府から申込者へ内定通知をお送りします。
(予算額を超える申込があった場合は、府において選考・抽選のうえ補助対象者を決定し、全申込者に交付の可否を通知します。)

内定通知到着後、令和2年2月29日までに自転車の購入等を行い、下記書類をご提出ください。
(対象経費の支払いが全て終わった日から30日以内)

※内定前に購入したものは対象となりませんので、ご注意ください。

- ・交付申請書（兼実績報告書）（様式第2号）
- ・要件確認申立書（様式第3号）
- ・児童扶養手当証書の写し
- ・申請者及び対象児童の住民票の写し
- ・自転車（及びヘルメット）の購入にかかる下記書類
- (1) 領収書（申請者の氏名、購入日、購入品名及び販売店の住所が明記されている原本）
- (2) 領収書に内訳の記載がないものについては、別途内訳明細書
- (3) 自転車の製造メーカーの保証書（自転車の型番、製造年月日、保証期間並びに申請者の氏名及び住所が明記され、購入先がわかるもの）等の写し
- ・自転車損害賠償保険等の加入にかかる保険内容及び保険料の支払いが確認できる書類の写し
(保険料について補助金を申請する場合)

交付申請（実績報告）書の提出日から20日以内に額を確定し、補助金をお支払いします。

大阪府自転車条例を守りましょう！

大阪府では、自転車の安全で適正な利用を促進するため、**自転車保険加入の義務や自転車の安全利用など**について定めた大阪府自転車条例を平成28年に制定しました。

※補助金の交付を受けるにあたっては、自転車の防犯登録を受けるとともに、自転車損害賠償保険等（自転車の利用に係る交通事故により生じた他人の生命又は身体の被害に係る損害を填補することができる保険又は共済）に加入していただく必要があります。

詳細及び申込書のダウンロードは、子ども輝く未来基金ホームページをご覧ください。

大阪府 子ども輝く未来基金



◆お問合せ・お申込み先 〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目

大阪府福祉部子ども室子育て支援課推進グループ 子ども輝く未来基金担当

TEL 06-6944-7108 / ファックス 06-6944-3052 / 電子メール kodomo-mirai@gbox.pref.osaka.lg.jp

申込書記入例

(様式第1号)

大阪府知事 様

住所・申請者（児童扶養手当を受給し、対象児童を監護・養育している保護者の方）の氏名を記入・押印してください。

令和元年〇月〇日

記入年月日をお書きください。

確認事項等がある場合にご連絡をさせていただきますので、日中、連絡の取れる電話番号をご記入ください

住所 〒〇〇〇-〇〇〇〇

〇〇市〇〇〇〇〇

申請者氏名 ○○ ○○

電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

印

大阪府子ども輝く未来基金事業費補助金（自転車購入費用の補助） 交付申込書

標記の補助金を下記のとおり受けたいので、大阪府子ども輝く未来基金事業費補助金交付要綱（自転車購入費用の補助）第7条の規定により、交付申込書を提出します。なお、補助対象者であるかを確認するため、府職員が申請者の住所地の市区町村に対し、児童扶養手当の受給有無等について、照会を行うことについて承諾します。

対象児童の氏名	〇〇 〇〇
対象児童の生年月日	平成19年8月1日
交付を受けようとする補助金の額 (15,000円を上限)	金 15,000円 A 自転車の購入費 (12,000円) + B ヘルメットの購入費 (2,000円) + C 自転車保険料 (3,000円) + =D (17,000円) ※Dと15,000円を比較し、いずれか低い方を上記に記載
補助事業完了予定日	令和元年10月31日

対象児童（扶養している小学6年生の児童）の氏名・生年月日をご記入ください。

※平成19年4月2日～平成20年4月1日生まれの児童が対象

令和元年10月1日～令和2年2月29日までの間で、自転車を購入する予定日をお書きください。（内定通知日（9月送付予定）～令和2年2月29日までの期間に購入された自転車のみが補助の対象となりますのでご注意ください。）

補助金申請予定額（上限：15,000円）をお書きください。（9月の内定通知以降、自転車購入後に補助金をご申請いただけます。その際、この欄に記入した金額を超えて補助金を申請することはできませんので、ご注意ください。ただし、A、B、Cの内訳の増減は可能です。）

【下記のいずれかにチェック☑をしてください。】

① 現在、対象児童（小学6年生）が使うための自転車を所有しておらず、新たに購入するため補助金を申請します。
①、②いずれかにチェックをしてください。

② 現在、対象児童（小学6年生）が使うための自転車を所有しているが、買い替えのため補助金を申請します。

【下記をご確認のうえ、チェック☑をしてください。】

内容をご確認の上、両方にチェックをしてください。

対象児童（小学6年生）を監護（養育）するため、現在、児童扶養手当を受給しています。

自転車の購入及び使用にあたっては、防犯登録を受けるとともに、大阪府自転車条例を遵守し、自転車保険に加入します。

（上記のチェックがない場合は、本補助金を申請することができませんので、ご注意ください。また、交付決定後に申請内容に虚偽が判明した場合は、交付決定を取り消し、補助金を返還していただく場合があります。）

※児童扶養手当証書の写しを必ず添付してください

直近の児童扶養手当証書の写しを添付してください。